

国際連合気候変動枠組条約 CDM理事会第69回理事会概要報告

2012年 9月 14日

経済産業研究所・東京大学 戒能
kainou-kazunari@rieti.go.jp

日時 2012年 9月 6日(木) - 9月13日(木) (※前半2日は「戦略計画」策定セッション)

場所 タイ・バンコク Sukosol Hotel

主要結果

1. 定足・構成

1-1. 出席理事構成 (斜体欠席, * 早退)

代表地域・国	代表理事(=投票権有)	代理理事(同なし)
欧州他	Mr. Martin. H (イギリス:副議長)	Mr. Thomas B. (EU)
アフリカ	Mr. Victor K. (コンゴ)	Ms. Fatou G. (ガンビア)*
アジア	Mr. Shafqat K. (パキスタン)	Mr. Hussein B. (ヨルダン)
東欧	Ms. Diana H. (アルメニア)	Ms. Natalie Kushko (ウクライナ)
中南米	Mr. Antonio Gold.(メキシコ)	Mr. Eduardo Calvo (ペルー)
AOSIS	Mr. Hugh Sealy (グレナダ)	Mr. Amjad Abdulla (モルジブ)
途上国全般	Mr. M. Duan (中国:議長)	Mr. Qazi Kholiquz. (バングラ)*
	Mr. J.D. Miguez (ブラジル)	Mr. Washington Zk.(ジンバブエ)
先進国全般	Mr. Martin Cames (ドイツ)	Ms. Pauline Ken. (豪州)
	戒能 一成 (日本)	Mr. Peer Stiansen (ノルウェー)

2. 運営管理 (議題2.1~2.5)

2-1. CDM政策対話パネル報告 CDM High-level Policy Dialogue Panel (HLPD) 重要

1) 背景 - EB#65 (2011年11月 ダーバン)にて設立、検討開始

2) 結果 - CDM政策対話パネルは約 1年の検討の結果 最終報告書を採択、理事会に勧告

<http://www.cdmpolicydialogue.org/>, 日本からは田中エネ研特別顧問が参加

(主要勧告)

01. 需要不足への対応 : 先進国の削減目標強化、CER中央銀行設立・買取
02. 新規排出削減手法の開拓 : 分野別制度の試行、産業ガス事業の除外(「卒業」)
03. 安定した基準・規格制定 : 事業基準・規制の改善、他制度との基準・規制整合化
04. GCFの施行支援 : GCF実施におけるCDMでの基準・規制や知見の活用
05. 追加性評価の標準化 : 効率ベンチマークなど標準化・簡素化の推進
06. 持続可能性の支援 : 持続可能性への影響調査の実施、受入国の事業停止処分
07. 共益的事業の推進・エネルギー技術支援 : 再生可能エネ・省エネ事業重点化
08. 事業低調国への展開支援 : 抑圧需要考慮の拡大、助成措置拡大
09. 既存の管理体制の見直し : 理事会の政策・戦略議論への特化
10. 利害関係者との交流 : 利害関係者との調整機会拡大、手続整備
11. 抗議・調停手続の整備 : 抗議制度、調停組織・手続の整備
12. 規制制度運用の確実性・整合性確保 : 制度の更なる整合化の実施

(理事会の対応)

- 理事会においては勧告をそのまま締約国会議(CMP8)に報告することを決定
事務局に対し HLPD勧告の実施可能性の検討開始を指示

3) 議論 - 理事会での反応は「作業の労は評価するが実施は要慎重検討」との線が大勢

- 全体に理事会にとって「正論だが手厳しい」勧告であるため、「慎重派」が増加か
- 現勧告では、既着手・未着手、実施容易・困難、既存権能内・外の提言がなお混在しているため、これらを再整理し実施可能性を慎重に検討すべきとの見解で一致

2-2. 裾切基準 Materiality Standard 新Annex06

- 1) 背景 - CMP7, EB#68依頼事項 - DOEの認証時に些末な排出源・漏洩源を除外
- 2) 結果 - 採択

2-3. CERの自発的退役 CER Volunatry Retirement 新Annex02

- 1) 背景 - CMP7, EB#68依頼事項 - 事業者(PP)は自発的退役を実施可能
- 2) 結果 - 採択

2-4. 理事会の遵守規約改訂 Code of Conduct 新Annex01

- 1) 背景 - CMP7依頼事項、EB#68から「利害相反」の明確化などを検討
- 2) 結果 - 改訂、IPCCの遵守規約を転用し「利害相反」についての定義を追加し解釈を明確化

3. 個別案件 (議題3.1～3.4) (※ 個別案件についての議論は全て守秘義務対象のため非公開)

3-1. DOE信認 Accreditation

- 2) 結果 資格停止案件なし, 合計 4件の不適合勧告あり

3-2. 登録 Registration

- 1) 背景 - 事務局・調査チーム(RIT)の見解が一致した場合「登録」又は「拒絶」となる
 - 両者の見解が異なる場合は理事会に掛かり、否決されなければ「登録」となる
 - 両者とも「登録」又は「拒絶」でも 20日以内に異議を述べれば理事会で再審議可能
- 2) 結果 - 事務局・調査チーム(RIT)の見解が異なる 9事業を全て登録、拒絶なし

3-3. 発行 Issuance

- 1) 背景 (上記 3-2. 登録 に同じ)
- 2) 結果 事務局・調査チーム(RIT)の見解が異なる 5事業のうち 4事業の発行を承認
 - 1事業の発行を拒絶 - #0501 バイオマスエネルギー利用 (マレーシア)

4. 制度改正(1) 事業基準全般 (議題4.1)

4-1. 追加性検証手法の改善問題 Additionarity Demonstration 元Annex15 **重要**

- 1) 背景 - 締約国会議(CMP)依頼事項、ベースライン・監視に関する包括的見直しを指示
- 2) 結果 - 議論打切りを議決(多数決投票)
- 3) 議論 - 方法論において以下 3点の要求事項を設けることの妥当性を長時間議論したが、多数決による議決によりこれら論点についてはこれ以上議論しないことを決定 (※ACM0013からは除去、関連項目参照)
 - 追加性証明において(不確実性の大きい)CER収入を考慮すること
 - 原油価格の予測など困難な課題を要求すること
 - CDM審査中案件の採用技術を事業者に考慮させること
- 5) 注記 - 上記 3点の要求事項については、今後の新規方法論に採用される可能性は非常に低くなったが、一方 ACM0013 以外の既存方法論に残ったこれらの要求事項については現状のまま固定されることとなった

4-2. 事業期間選択制限の問題 Crediting Period Issue 方法論パネル#57 Anx.24 **重要**

- 1) 背景 - EB#68依頼事項、本来 CDMでは 10年固定 or 7年(2回更新可) の事業期間を選

べるが、幾つかの方法論では10年固定のみに制限されている点につき検討

- 2) 結果 - 継続検討
 - 今回EBに提案された大規模方法論改訂のうち、本問題関連の 5件の改訂を却下 (AM0044, AM0086, AM0092, AM0094, AM0104)
- 3) 議論 - 方法論において期間制限を設けることの妥当性を議論したが、下記のような議論を経て意見の一致を見ず再検討となった
 - 技術進歩の早い分野ではベースラインの信頼性が低下し制限の必要がある
 - 一方 CMP決定に抵触しかねない手法を使う必然性が疑問である
- 5) 注記 - 仮に事業期間設定が撤廃されても、ベースラインの更新時に厳格な追加性の検証が求められる可能性あり、実効性のある議論かどうかは疑問
 - 事務局案は大規模事業の論点整理であったが、小規模でも同様の作業開始を決定

4-3. 集合事業関係規約改善・指針検討 PoA Guideline 元Annex17

- 1) 背景 - EB#68依頼事項、PoA手続に関する論点整理・作業計画を策定
- 2) 結果 - 継続検討
- 3) 議論 - 9つの論点が提起されたが、下記論点においては理事会の意見一致を見た
 - #3 CPA-DDの種類：事業全体で1つ、複数技術使用の場合技術毎に追加要
 - #4 PoA-DDの事後改訂：現行案(地理範囲のみ可)を継続、改訂を却下
 - #5 CPAの認証要求範囲：現行案支持、改訂を却下
 - #6 同一DOEによる有効化・認証：同一DOEが実施できる条件につき次回議論
 - #7 CPAの認証省略：現行案支持、改訂を却下

4-4. 第一号案件・既普及技術の運用指針 FOIK & CP Guideline 新Annex07,08

- 1) 背景 - CMP7依頼事項、FOIK&CP指針改訂
- 2) 結果 - 採択
- 3) 議論 - 事例の追加、定義の明確化・整理などの改善を承認、大きな議論なし

5. 制度改正(2) 個別事業基準 (議題4.1)

5-1. CDM事業に関する基準(1) 大規模方法論・ガイドライン

- (1) 系統に接続された化石燃料火力発電の効率向上方法論 ACM0013 新Annex18 **重要**
 - 1) 背景 - EB#65 で停止処分, 以降方法論パネルで改訂案検討、EB#67・68で継続検討
 - 2) 結果 - 以下の 3要求事項を原案から除去し、改訂案採択
 - 3) 議論 - 理事会で当該方法論における以下 3点の妥当性を議論したが、多数決による議決によりこれらの要求事項を全部撤去することを決定
 - 追加性証明において(不確実性の大きい)CER収入を考慮すること
 - 原油価格の予測など困難な課題を要求すること
 - CDM審査中案件の採用技術を事業者に考慮させること
 - 5) 注記 - EB#65 から約 1年保留されたことは遺憾だが、妥当な形で結論を見たと思慮
- (2) 硝酸・カプロラクタム工程からのN2O排出削減方法論の整合化 (ACM0019・28・34・51)
 - 1) 背景 - EB#66で整合化作業開始, 以降方法論パネルで改訂案検討
 - 2) 結果 - 継続検討、方法論パネル議長から提案撤回・再提案の要請あり差戻し
 - 5) 注記 - 単に議論が延期されただけでありいずれ本問題は再提起されることに注意
- (3) 他新規・改訂 - 以下を採択 (事業期間選択の「10年固定」制限関連分は却下)
(新規)

- NM0358 - 電力系統の相互接続 - AM0108
- NM0362 - 直接還元製鉄から電炉への熔湯直送 - AM0109
- Tool 化石燃料利用による上流排出算定ツール (新規制定) 新Annex12
(改訂)
- AM0025, AM0035, AM0053, AM0055, AM0106, AM0107, ACM0006, ACM0010
(廃止)
- AM0039(AM0025・ACM0022で完全包含)

5-2. CDM事業に関する基準(2) 小規模方法論・ガイドライン

- (1) 新規・改訂・廃止 - 以下全部のSSC-WG提案を採択
- AMS-III AV, AMS-III R, AMS-III G, AMS-III Q, AMS-I A

6. 制度改正(3) 手続関係 (議題4.2)

6-1. 「重大な欠陥」関係 Significant Deficiency 新Annex27 重要

- 1) 背景 - DOEが有効化や認証過程において、故意又は重過失によりCERを過剰発行させた場合の賠償手続・制度整備を検討、EB#63以来の継続検討事項
- 2) 結果 - 改訂案を修正の上採択
(CMPの承認を経て 2013年 1月から発効見込み)
 - DOEが過剰発行したCERの賠償責任を負うのは故意又は重過失(Fraud or Professional Negligence)が認められる場合のみ、他は認証の訂正で処理される
 - 手続は各主体からの告発に基づく事務局の初期審査で開始され、理事会での審査を経て処分が決定される
 - 更に今回「独立検証委員会」による理事会決定の独立検証手続が設定された
- 3) 議論 - 定義: DOEの注意義務について信認基準などを引用した定義が設定された
 - 時効: 時効制が採択され 3年以上前の事案については不問とされた
 - 裾切: 裾切水準(Materiality)未滿に該当する過剰発行は不問とされた
 - 検証: 理事会決定の検証のため「独立検証委員会」が設立されることとなった
 - 供託: 濫用防止のため、利害関係者からの提訴の場合 \$10,000を供託とした
- 4) 対応 - 認証機関(DOE)においては本制度の施行予定に留意ありたい
- 5) 注記 - 検討にほぼ 1年を要し、締約国会議(CMP)で一旦差戻しとなった難題であったが、理事会で成案
 - 制度は締約国会議(CMP8)での討議に付され、承認されれば2013年1月1日施行
 - DOEの賠償責任に対する保険(CER pool)構想については 2013年に継続検討

6-2. ベースライン・監視手法改訂手続案 Procedure for Baseline 元Annex18

- 1) 背景 - EB#68依頼事項、現行多様な改訂手続案の統一化を指向
- 2) 結果 - 継続検討
- 3) 議論 - 提案費用については原則無料可だが、他利害関係者の場合供託金(\$1,000)を課すべき、審査に3通り(Super, Fast, Regular)があるのは混乱の元などの議論有

7. 政策論 (議題4.3)

7-1. 持続可能な開発への共益的事業の任意情報提供ツール Co-benefit 元Annex21

- 1) 背景 - EB#67・68継続検討事項、採択に向けたツール案を事務局で作成
- 2) 結果 - 継続検討, 原ツール案から「負の側面」に関連する部分を削除し次回以降再検討

- - 環境面での好影響, 社会的好影響, 経済的好影響
- × - 悪影響, 利害関係者調整, 関連法規適合

- 3) 議論 - 以下の懸念が理事会で提示され、事務局案のツール案は却下
- 原案では「悪影響」など負の側面性が強すぎ、そもそもCMPからの授権範囲である「共益的事業」という正の側面性の範囲を逸脱してしまっているのではないか
 - 「持続可能な開発」の定義は各国の裁量だが、現案では各国DNAなどに「教唆」的な記述部分があり不適切

7-2. 利害関係者意見調整過程の改善案 Stakeholder Consultation 元Annex22

- 1) 背景 - CMP7依頼事項、パブリックコメント後改善案を事務局で作成
- 2) 結果 - 継続検討
- 3) 議論 - 利害関係者調整を 2回実施することや、事業内容の大幅改変時に再実施することは賛成意見が多かったが、調停(Grievance)には反対意見が多かった
 - 使用言語については、意見受理は少数言語可とすべきだが、事業者にPDDを少数言語にまで翻訳させるのは過重負担との意見が多数を占めた
 - 途上国出身理事からはそもそもこれは DNAの業務の一環との意見あり

7-3. 2013年1月1日以降の温暖化係数問題 GWP after 1st CP of KP 新Annex03

- 1) 背景 - CMP7決議により第2約束期間は IPCC-2007改訂温暖化係数を使用することが決定されたが 2013年1月1日以降のCDM事業の係数につき事業者から問題提起
- 2) 結果 - 2013年1月1日以降 全ての算定において IPCC-2007改訂温暖化係数適用を決定
 - 当該排出温暖化係数の適用につき、既策定書類等の改訂・再提出は不要
- 5) 注記 - CO2は不変, CH4 21→25, N2O 310→298, HFC23 11700→14800 他

8. 雑 感

8-1. CDM理事会の議論の動向

- CER価格の崩落(< EUR 5/tCO₂)の深刻化により、需要不足(= 先進国の削減意欲低下)を指摘・非難する意見が途上国を中心に再三見られるようになった
- 一方CER価格の崩落などに起因して、途上国からは追加性上で過重な制約が課されているとし、こうした制約を撤去し CDM事業への投資を円滑化・簡素化すべきとの意見も一層強まっており、環境十全性を主張する一部先進国と先鋭に対立している
- その反面、日本や環境団体・善意の個人など多様な主体に CERの取得・償却を認め、潜在的な需要を開拓すべきとの主張はなお共感を得られて居らず、CDMは「自縄自縛」の状況に陥りつつある
- 従って制度的な供給制限の発生や戦略的な潜在需要の開拓といった実効性のある対策は当座は見込めず、事業の新規登録等は減少しているものの既存事業からのCERの発行はなお増加が見込まれることから、CER需給はなお過度に緩んだ状態が継続すると考えられる

今後の予定

第70回理事会 (EB#70) 日時: 2012年 11月 カタール・ドーハ

(ドーハで開催の締約国会議(CMP8)において戒能は任期到来のため再選挙, 再選の見通し不明)